

第2回検討会及び意見集約票に係る論点整理表

1 重度障がい者の在宅介護に関する実態調査

■ 利用者実態調査

項番	第2回検討会における主な意見内容	発言者(議事録)
(1)	居宅介護や行動援護のみを利用している利用者であっても、長時間の介護が必要な場合があるため、居宅介護と行動援護事業所も対象にすべき。	窪田委員 (P30)
(2)	重度訪問介護を使いたい、使えない人もいるため、使えない理由等を確認するための設問があると良い。	太田委員 (P29)

項番	意見集約票における主な意見内容	意見者(参考資料1)
(1)	多くの回答を得るため、郵送以外にもインターネットから回答できる方法をとるべき。	岡本委員 (P2)
(2)	認定調査の資料があるため、改めて実態調査をする必要はない。仮に行う場合であっても、郵送では全員の回答が得られないため、面談で行うべき。	小山内委員 (P2)

■ 事業所実態調査

項番	第2回検討会における主な意見内容	発言者(議事録)
(1)	生活スタイルとして、日中活動を利用する人もいるため、事業所は広く対象とすべき。	妻倉委員 (P29)
(2)	居宅介護と重度訪問介護の両方の指定を受けていない場合があるので、その理由の確認のために、居宅介護事業所も対象とすべき。	高波委員 (P29)
(3)	特定行為の登録状況や特定事業所の取得状況について確認すべき。	岡本委員 (P30)

項番	意見集約票における主な意見内容	意見者(参考資料1)
(1)	当事者の現状を把握していると思われるため、相談支援事業所も対象とすべき。	竹田委員 (P3)

2 論点1 非定型の対象者要件

項番	第2回検討会における主な意見内容	発言者(議事録)
(1)	定型で支給量が不足する場合は、すべて非定型の対象とすべき。	竹田委員 (P23) 土島委員 窪田委員 (P24)
(2)	人工呼吸器や行動障がいなどの要件に捉われず、柔軟に対応できるようにすべき。	岡本委員 (P20)
(3)	生命維持に係る内容が多く出ているが、夜間の体位交換など、本人が著しく苦痛に思う場合も対象とすべき。	小谷委員 (P26)

項番	意見集約票における主な意見内容	意見者(参考資料1)
(1)	定型で支給量が不足する場合は、すべて非定型の対象とすべき。	田中委員 (P7)
(2)	対象者要件を定めずに、ケースバイケースで判断すべき。	小山内委員 (P6)
(3)	喀痰吸引や、鼻マスク型人工呼吸器利用者も対象とすべき。	小山内委員 (P7)

3 論点2 必要な介護時間数の確認方法

項番	第2回検討会における主な意見内容	発言者(議事録)
(1)	公平・公正な観点から、必要な介護時間数は生命維持に係ることに焦点が当てられているように思われるが、生命維持に必要な時間は、むしろ定型で保証するものであり、非定型ではQOLなどにも焦点を当てるべき。	田中委員 (P19)
(2)	他の障がい者との比較して「平等に」ではなく、一般市民と比較して「平等に」なるように支給決定する必要がある。	
(3)	日中活動系サービスを利用を必須とすることは、特定の生活スタイルを障がい者に押し付けることになり、問題である。	

項番	意見集約票における主な意見内容	意見者(参考資料1)
(1)	本人が希望する時間を必要な介護時間数とすべき。	小山内委員 (P10)
(2)	必要な介護時間数は、サービス等利用計画の妥当性を審査会において協議することで確認すべき。	田中委員 (P11)
(3)	必要な介護時間数は、サービス等利用計画を確認することで判断すべき。	小谷委員 (P11)

4 論点3 市町村審査会の実施形態

項番	第2回検討会における主な意見内容	発言者(議事録)
(1)	医療従事者が審査会委員となる場合、生命や健康維持の観点から、必要な時間を意見することになると思う。	土島委員 (P 20)

項番	意見集約票における主な意見内容	意見者(参考資料1)
(1)	審査会は、非定型専用の審査会を設置し、半数以上を当事者とすべき。	岡本委員 (P 13)
(2)	非定型専用の審査会を設けて、当事者を委員に加えるべき。	小谷委員 (P 13)
(3)	審査会には、本人を出席させて、本人が納得できる支給決定ができるようにすべき。	小山内委員 (P 13)
(4)	当事者のほか、人権擁護の観点から、法律関係者を審査会委員に含めるべき。	竹田委員 (P 14)
(5)	当事者、支援者、当事者保護者などを審査会委員とすべき。	田中委員 (P 14)
(6)	審査会で、本人や家族が意見を述べられる仕組み導入すべき。	

5 論点4 一時的な介護時間数増への対応

項番	意見集約票における主な意見内容	意見者(参考資料1)
(1)	ライフスタイルの変化や体調不良など、一時的な介護時間数増は、迅速に非定型で対応すべき。	岡本委員 (P 15)
(2)	体調不良時のほか、お盆や年末年始など、日中活動系サービスが使えない時期は、一時的な時間数増により対応すべき。	小山内委員 (P 15)
(3)	毎月支給時間数を変更しても、やむを得ない理由の場合は非定型で支給決定すべき。	小谷委員 (P 16)
(4)	常時必要とする介護時間数に一時的も必要となる時間数を加算して支給決定すべき。	竹田委員 (P 16)
(5)	一時的な介護時間数増は、非定型で対応すべき。	田中委員 (P 16)

6 論点5 真に必要な介護時間数の客観的評価

項番	意見集約票における主な意見内容	意見者(参考資料1)
(1)	医師意見書、サービス利用計画、審査会の3点で判断することにより、客観性を確保できる。	岡本委員 (P17)
(2)	非定型の事案を積み重ねることで、一定の客観性や根拠を作っていくことができる。	
(3)	介護ニーズに対して必要な介護時間数を数値化するほか、妥当性について確認することが必要。	竹田委員 (P18)
(4)	個々の介助内容や生活スタイルに必要な標準的な介助時間をガイドラインとして作成し、それを参照することで妥当性を判断するほか、合致しないケースについても、個別に検討すべき。	竹田委員 (P18)

7 論点6 重度訪問介護事業所の提供体制

項番	第2回検討会における主な意見内容	発言者(議事録)
(1)	支給時間数を議論することが大事であるため、議論から外すべき。	岡本委員 (P19)
(2)	夜間の長時間の支援について、1時間おきに支援に入るなどの方法が、現実的に可能なものかを考慮する必要がある。	竹田委員 (P20)

項番	意見集約票における主な意見内容	意見者(参考資料1)
(1)	複数の利用者に対して、待機しているヘルパーが必要なときだけ支援を行うような支援体制をつくるべき。	小山内委員 (P20)